

和解について（契約管財局関係）

建物収去土地明渡等請求事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 大阪市 被告 学校法人 大阪朝鮮学園 2 大阪地方裁判所 平成24年(ワ)第14024号 建物収去土地明渡等 請求事件	本市は、東成区東中本3丁目15番ほか1筆の市有地（以下「本件土地」という。）を不法に占有して建物を所有する被告に対し、建物収去土地明渡し及び損害金の支払を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするもの

2 和解の要旨

本市は、被告に対し、本件土地を金342,000,000円で売却し、被告は、本市に対し、平成25年1月12日から本件土地に係る売買を原因とする所有権移転登記手続が終了する日まで1か月につき金400,000円の割合による金員を支払う。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建物収去土地明渡等請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。